

住宅改修Q&A

平成 31 年 4 月 1 日現在

※ここに示しているのは一例であり、表面上は同じに見えるケースであっても、細部で異なる場合には記載内容と異なる場合がありますので、ご不明な点は米子市長寿社会課介護給付担当までお問い合わせください。

番号	項目	質問	回答
1	手すりの取り付け	要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりの位置では利用しにくくなったため、位置を変更する場合は住宅改修の対象となるか。	手すりの代金以外の移設に係る費用は対象となります。また、位置の変化が分かるよう、メジャーを当てた写真の添付をお願いします。
2	手すりの取り付け	以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となるか。	単に老朽化したことが原因である場合は、住宅改修の対象とはなりません。また、取り付けの不具合によるものも対象外です。
3	手すりの取り付け	手すりの取り付けの下地補強の際、張り替えの必要になったクロスの費用は介護保険の住宅改修の対象とできるのか。	下地補強した部分のみのクロスに係る費用は対象としても差し支えありませんが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであるならば、クロスの費用を対象とすることはできません。
4	段差の解消	玄関の福祉用具レンタルのスロープ利用に伴う、上がり框の拡張は、住宅改修で可能か？	スロープ貸与に伴う工事は住宅改修では利用できません。
5	段差の解消	ユニットバスを購入し、設置することにより段差の解消等を行う場合、保険給付の対象となるか。	<p>① 脱衣所と浴室の段差解消を目的とするユニットバスの購入設置。(浴室の床部分の改修)</p> <p>② 浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置。(浴室の床部分の改修)</p> <p>③ 浴室床と浴槽底の高低差を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置。(浴槽の改修)</p> <p>①、②、③それぞれ介護保険の住宅改修の対象となります。なお、ユニットバスの購入設置の目的が①のみ、②のみ、③のみの場合には、当該部分を面積按分等により保険給付の対象となる工事費を算出することとなります。</p> <p>浴室の床部分の改修及び浴槽の改修双方の目的をもった住宅改修の場合であっても、ユニットバス購入設置費全てが住宅改修の対象となるわけではなく、天井や壁等</p>

			住宅改修の目的（段差解消や滑りの防止）以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。
6	段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。また、手動であっても対象となりません。
7	滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となります。
8	滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることは「移動の円滑化」として住宅改修の対象と考えてよいのか。	老朽化や物理的、化学的な摩耗・消耗を理由とするのであれば対象外です。
9	滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	階段に滑り止めのゴムを付いたりカーペットを張り付けることは、住宅改修の対象となるか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たるため支給対象になりますが、カーペットを置くだけ等、固定されていないものは支給対象となりません。
10	滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	車いすの利用者について、送迎の車両を乗り入れるために庭を舗装する場合は住宅改修の対象となるか。	車を乗り入れるための改修は対象となりません。
11	引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の変化に合わせて性能が変われば扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの扉を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
12	引き戸等への扉の取替え	既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	身体機能の変化に伴い、既存の引き戸が重く、開閉が容易でないという理由があれば助成対象となります。ただし、既存の引き戸が老朽化に伴い重くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば助成対象とはなりません。
13	洋式便器への取替え	既存の洋式便器の便座を、暖房便座や洗浄機能等が付加された便座に取り替える場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に

			取り替える場合は住宅改修の支給対象外となります。
14	洋式便器への取替え	便器の交換に伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて認められることになっているが、どの程度の工事が、対象となるのか。	非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する場合には、便器本体工事と共に水洗化の工事が行われますが、このような場合、水洗化の工事は対象から除外します。「便器の交換」に付帯する給排水設備工事として想定しているのは、すでに水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、配水管の長さや位置を変える工事です。
15	洋式便器への取替え	既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置し、既存のトイレは、家族がそのまま使用したい。	既存の和式トイレをそのままにし、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えにあたらないため、住宅改修の対象となりません。
16	洋式便器への取替え	男性用小便器トイレと和式トイレまたは洋式トイレがある住居で、和式トイレまたは洋式トイレを残したまま、小便器を洋式便器に改修するのは支給対象となるか。	トイレの増設となるため対象とはなりません。
17	住宅改修後の施設入所	改修が完了した後に施設に入所した場合は対象となるか。	改修後に1日でも家に居てから入所した場合は、対象となります。
18	一時帰宅の際の住宅改修	施設入所している要介護者が、一時的に施設から外泊することがあるので住宅改修を行いたいと考えているが、保険給付の対象となるのか。	月に数回施設から自宅に戻る方が、自宅の住宅改修を行う場合、当該要介護者の生活拠点は施設にあるため、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなり、住宅改修の対象となりません。 また、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者についても、介護保険上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないことから、給付対象となりません。
19	一時的な居住の住宅改修	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住民票上の住所地の住宅のみが対象となります。一時的に子の住宅に身を寄せている場合は、介護保険の住宅改修の対象となりません。
20	家族が行う住宅改修	家族が大工をしており、家族が住宅改修を行う場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象となり、工賃は支給対象外

			となります。
21	同一世帯に複数の被保険者がいる場合の支給限度額	同じ住宅に複数の被保険者が居住している場合、例えば夫婦2人であれば、その住宅における住宅改修費の支給限度額は40万円と考えてよいか。	住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、この場合も 要介護者毎に支給申請を行い 、1人につき20万円の支給限度額となります。ただし2人同時に改修を行う場合、被保険者ごとに必要な改修部分の範囲を特定し、重複しないよう 申請 する必要があります。(例：夫の申請で便器の交換、妻の申請で手すりの取り付け等)
22	負担割合基準日	事前申請時と工事完了時で負担割合が変わった場合、利用者負担はどの時点の負担割合が適用されるか。	領収日時点の負担割合が適用されます。
23	施設内の住宅改修	有料老人ホームや軽費老人ホームの住宅改修を行うことは可能か。	有料老人ホーム等については、本来高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていません。 しかし、身体状況に応じ、個別の対応が必要な場合は、住宅改修の対象となります。ただし、対象となるのは居室等の専用部分のみで、共用部分は対象となりません。
24	賃貸アパートの共用部分の住宅改修	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。
25	認定申請中の住宅改修	要介護認定申請中であっても住宅改修の事前申請を行うことは可能か。	要介護認定申請中であっても、住宅改修の事前申請は可能ですが、認定結果が非該当となった場合は給付の対象とはならないため、改修の費用は全額自己負担となります。
26	領収書について	領収書は写しでもよいか。	確認印を押した後コピーを取り、お返ししますので、原本をご提出ください。
27	諸経費について	住宅改修の支給対象となる諸経費とはどういったものか。	諸経費として含まれる費用は、運搬費、搬入費、残材処分費、養生費、消耗品費、燃料費、設計料、積算費用等です。なお、申請代行手数料、写真代、工事作業員の損害

			保険料については支給対象となりません。
28	新築・増改築	住宅を新築又は増築した場合、住宅改修の対象となるか。	住宅の新築は対象となりません。 増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は支給対象となりませんが、廊下の拡張に伴って手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器を洋式便器へ取り替えた場合等は、それぞれ「手すりの取り付け」、「洋式便器への取替え」に要した費用のみ、支給対象となります。